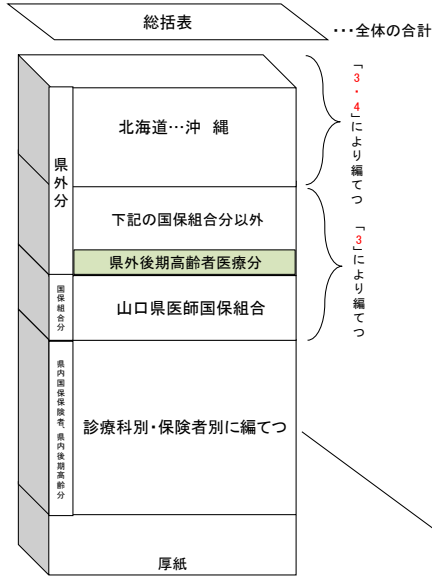


国保等診療報酬請求書及び診療報酬明細書等の編綴方法(医科)

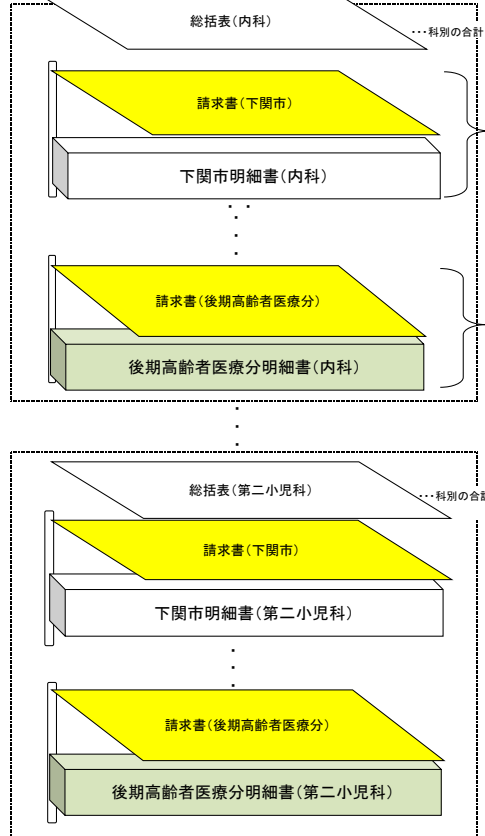
1. 全体の綴り方



※県内国保保険者、県内後期高齢者医療分については、診療科ごとにとじる(県外分・国保組合分については診療科ごとに分けない)

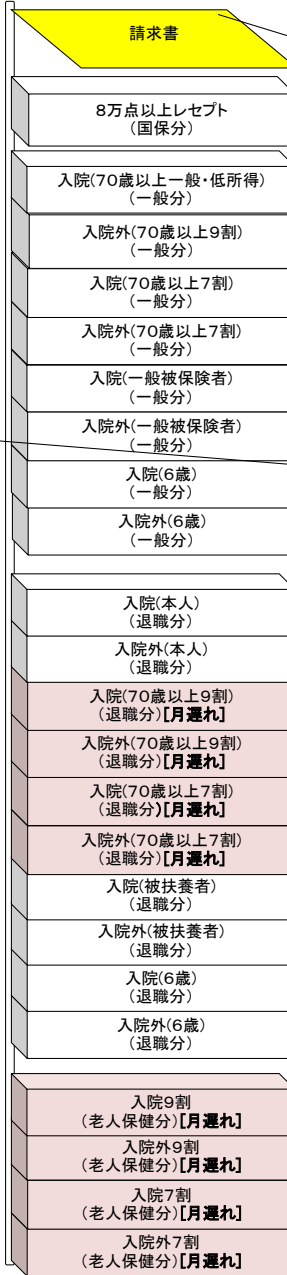
※特別療養費分については、総括表のみを付けて提出(明細書、総括表それぞれに朱書きで「特別療養費」と記載)。

2. 各診療科の綴り方



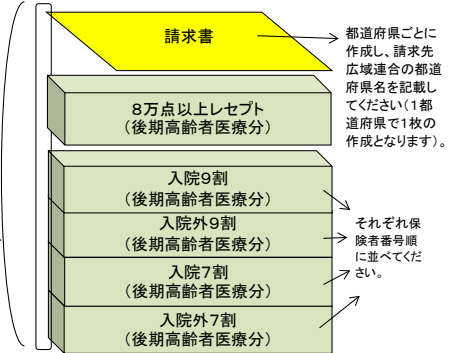
診療科	コード	診療科	コード	診療科	コード
内科	01	皮膚科	19	第二内科	62
精神科	02	泌尿器科	20	第三内科	63
神経科	03	性病科	21	第四内科	64
神経内科	04	こう門科	22	第五内科	65
呼吸器科	05	産婦人科	23	第六内科	66
消化器科	06	産科	24	老年科	67
胃腸科	07	婦人科	25	内分泌内科	68
循環器科	08	眼科	26	核医学科	69
小児科	09	耳鼻いんこう科	27	第一外科	71
外科	10	気管食道科	28	第二外科	72
整形外科	11	理学療法科	29	第三外科	73
形成外科	12	放射線科	30	第四外科	74
美容外科	13	麻酔科	31	第一麻酔科	76
脳神経外科	14	心療内科	33	第二麻酔科	77
呼吸器外科	15	アレルギー科	34	第一小児科	78
心臓血管外科	16	リウマチ科	35	第二小児科	79
小児外科	17	リハビリテーション科	36		
皮膚泌尿器科	18	第一内科	61		

3. 国保各保険者の綴り方



月遅れ分で旧制度分(退職70歳以上9割、退職70歳以上7割、老人保健)の請求がある場合は、旧様式を使用するか、新様式の「その2」の「公費負担医療」欄へ該当する制度を記入し、件数等を集計してください。

4. 後期高齢者医療分の綴り方



※公費併用分は、各保険種別(制度)のはじめに法別番号の小さい順にとじる。

※月遅れ分は、それぞれ該当する保険種別(制度)のはじめにとじる(一般・退職分の「3歳未満」は、「6歳」のはじめにとじる)。

※月遅れ分の退職分(70歳以上9割、70歳以上7割)、老人保健分については、左図の順にとじる。

※国保組合分については、各保険種別(制度)について本人の後に家族をとじる。

電子請求医療機関については当月分の請求は、総括表・請求書は不要です。返戻分の再請求等(紙での請求)については、この編綴方法で請求してください。

特別療養費分については、紙での提出となります。

国保にかかるもののみ